

一般社団法人北陸電気管理技術者協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人北陸電気管理技術者協会と称する。

(用語の定義)

第 2 条 この定款において北陸地方とは、経済産業省中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署の電気に係る管轄区域をいう。

2 この定款において電気管理技術者とは、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項に係る事業場（北陸地方に限る。）の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務を行う者であつて、同規則第 52 条の 2 第 1 項の要件を具備する者をいう。

(事 務 所)

第 3 条 本会は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て従たる事務所を置くことができる。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 4 条 本会は、北陸地方において電気保安に関する技術の提供を行う者の技術の向上及び電気に関する安全確保、電気事故防止及び電気使用の合理化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 自家用電気工作物の保安に関し技術の調査・研究すること
 - 二 電気の安全及び使用の合理化に関する指導及び相談に応ずること
 - 三 自家用電気工作物の保安に関する施策の実施に協力すること
 - 四 電気保安管理技術に関する教育を実施すること
 - 五 電気技術者の技術の向上に関する研修等を実施すること
 - 六 電気保安管理業務の改善合理化及び支援に関すること
 - 七 職務倫理の確立に関すること
 - 八 電気保安に関する情報誌及び資料の作成、広報及び周知すること
 - 九 その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、北陸地方において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、次の3種とし、通常会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員（以下「正会員」という。）とする。

- 一 通常会員 本会の目的に賛同して入会する電気管理技術者
- 二 特別会員 電気保安に関する学識経験者等であつて、理事会の決議を経た者
- 三 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力するため入会する個人又は団体

(会員の資格の取得)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は会長に申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、通常会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員は会費の納入を要しない。
- 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは総会の決議を経てこれを除名することができる。

- 一 この定款その他の規定に違反したとき
 - 二 本会の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に総会の日から1週間前までに通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の除名が決議されたときは、当該会員に対して通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 第2条第2項に該当しなくなったとき
- 三 成年後見又は保佐開始の審判を受けたとき
- 四 死亡、破産又は失踪宣告を受けたとき
- 五 会費を1年以上滞納したとき
- 六 その他正当な事由があるとき
- 七 除名されたとき
- 八 総正会員が同意したとき

2 賛助会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 賛助会員である団体が解散したとき
- 三 賛助会員である個人が死亡、破産又は失踪したとき
- 四 会費を1年以上滞納したとき

(会員資格の喪失等に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分

七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によつ

て議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、前2条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。
- 3 第1項の議事録を主たる事務所に10年間、その写しを従たる事務所に5年間据え置くものとする。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 8名以上11名以内
- 二 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、正会員のうちから総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総計の3分の1以下であること。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し業務を掌理する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 5 会長及び副会長は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員の任期の満了すべき時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了する又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は、監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員は総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める額を報酬等として支給することができる。

2 非常勤の理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第29条 本会は役員の法人法第111条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、総会決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第30条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の決議により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うため要する費用を支払うことができる。

5 第26条第1項の規定は、顧問について準用する。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、その議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した

とき当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録を主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 本会は、事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し会長が委嘱する。
- 3 委員会は、その目的とする事項において調査研究し、又は審議する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び收支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て定時総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類に

については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間また、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剩余金の分配)

第43条 本会は、剩余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補 則

(事務局)

第48条 本会に事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 重要な使用人の選任及び解任は理事会の決議を得て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条において読み替えて準用する法律第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は会長水野昭夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。